

障害福祉サービス事業所  
障害者支援施設  
障害児入所施設  
障害児通所支援事業所

} 設置法人の代表者 様

栃木県保健福祉部障害福祉課長

事故防止及び安全管理の徹底について（注意喚起）

利用者支援につきましては、日頃から御尽力いただきありがとうございます。

さて、先月、県内の事業所において、利用者が事業所を抜け出して行方不明となり、後日河川で遺体となって発見されるという重大事故が発生しました。

事故防止及び安全管理の徹底については、本年2月26日にも通知を発出しているところですが、利用者の生命、身体を預かる施設等において、再びこのような事故が発生したことは、誠に遺憾であります。

つきましては、貴法人が設置する施設等について、施設運営を再点検し、適正な利用者処遇を確保した上での事故防止及び安全管理の徹底について、関係職員（非常勤職員を含む。）に周知くださいますようお願いいたします。

なお、事故が発生した場合は、運営基準に基づき、県等の指定権者、支給決定市町村及び保護者に速やかに報告してください。

記

1 事故報告について

(1) 報告対象

概ね骨折以上の事故その他重要なもの（無断外泊等で連絡がとれないものなどを含む。）

(2) 報告時期

事故発生後、速やかに文書で報告すること。

重大な事故である場合、直ちに電話報告した上で、速やかに文書で報告すること。

(3) 報告先

- ・ 指定権者（栃木県障害福祉課、宇都宮市保健福祉総務課、宇都宮市子ども未来課、又は栃木市福祉総務課）
- ・ 支給決定市町村

(4) 留意点

・ 被害者、日時、事故等の状況、対応状況、経過、保護者・支給決定市町村等への連絡状況を整理して記載すること。

特に、被害者については、氏名、年齢（生年月日）、支給決定市町村、障害支援区分、障害者手帳の種類及び程度を記載すること。

- ・ 再発防止策を記載すること。（※様式は任意）

福祉サービス事業担当  
電話 028-623-3059  
FAX 028-623-3052